

「最低制限価格率」「調査基準価格率」の範囲の改正について

工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率・調査基準価格率の範囲を引上げますので、お知らせします。

最低制限価格率・調査基準価格率の範囲

「最低制限価格率」及び「調査基準価格率」の算定方法を次のとおり改正します。

改 正 前	最低制限価 格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が 10分の9 を超える場合にあっては 10分の9 とし、 10分の7 に満たない場合にあっては 10分の7 とする。
	調査基準価 格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が 10分の9 を超える場合にあっては 10分の9 とし、 10分の7 に満たない場合にあっては 10分の7 とする。
改 正 後	最低制限価 格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限価格率が 10分の9.2 を超える場合にあっては 10分の9.2 とし、 10分の7.5 に満たない場合にあっては 10分の7.5 とする。
	調査基準価 格率	工事、業務及び道路維持除雪に係る調査基準価格率が 10分の9.2 を超える場合にあっては 10分の9.2 とし、 10分の7.5 に満たない場合にあっては 10分の7.5 とする。

■適用年月日 平成31年4月19日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市水道局工事等低入札価格調査要領】

【札幌市水道局工事等最低制限価格運用要領】

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/keiyakukiteirui.html>

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011